

音声認識技術(AI)活用事業公募要領

大阪府では、平成29年9月に大阪府庁版「働き方改革」(第2弾)を公表し、その取組の中で、テーマ1「仕事の手間に潜むムダをスリム化する」のメニューで「効果の上がるミーティング」を取り上げ、今後の取組例として、会議にかかる事務負担の軽減を図ることとし、また、テーマ4「知識や経験を補う」のメニューで「次世代情報システムの導入」を取り上げ、AI(人工知能)等の新たな情報技術を活用して業務プロセスのデジタル変革を進めることとしている。

本事業では、こうしたことを背景に会議における議事録の作成支援にAIを活用した音声認識サービスを導入することにより、職員の事務作業を軽減し、働き方改革を推進する。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

なお、本事業は、平成30年2月定例府議会大阪府一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効果も発生しません。

1 事業概要

(1) 事業名

音声認識技術(AI)活用事業

(2) 事業の趣旨・目的

最新の音声認識技術(AI)を活用し、大阪府庁内で開催される各種会議の議事録等の作成支援を行い、職員の作業の効率化と軽減を図る。

(3) 事業内容

クラウド上で音声認識技術(AI)を活用し音声データを文章化するサービスの提供

(4) 予定契約期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

(5) 予算額

1,698千円(税込)

2 スケジュール(案)

平成30年	2月20日(火)	公募開始
平成30年	2月23日(金)	説明会申込締切
平成30年	2月26日(月)	説明会開催
平成30年	3月2日(金)	質問受付締切
平成30年	3月14日(水)~20日(火)	応募書類受付期間
平成30年	3月27日(火)	選定委員会、提案者プレゼンテーション
平成30年	3月下旬	契約締結の確認
平成30年	4月上旬	契約締結
平成30年	4月上旬	事業開始
平成31年	3月29日(金)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりである。
「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月2日（金）まで
（午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府総務部 IT・業務改革課業務改革グループ
住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館2階
電話番号：06-6944-6637（直通）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府総務部 IT・業務改革課ホームページからダウンロードできます（郵送による配布は行いません。）。(<http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/onsei/index.html>)

エ 受付期間

平成30年3月14日（水）から平成30年3月20日（火）まで
（午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。
（郵送やメールによる提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本1部、副本5部及び電子媒体を提出してください。

（応募書類オからサは正本に添付してください。）

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本5部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本5部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本5部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本5部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク 法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（各1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>

「音声認識技術(AI)活用事業」提案書 ○○（提案者（または法人）名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

提案応募予定者は必ずご出席ください。

(1) 開催日時

平成 30 年 2 月 26 日（月） 午後 2 時開始（終了時間は未定）
（開始時間の 15 分前から受付します。）

(2) 開催場所

大阪府庁 本館 5 階 北側 議会会議室 1
（住所：大阪市中央区大手前 2 丁目）

(3) 申込方法

説明会への参加にあたっては、「様式 10」の説明会参加申込書を下記（4）の申込期限までにメール又は F A X にて提出してください。

メールアドレス：ITgyomukaikakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp

F A X：06-6944-6078

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者 1 者につき 2 名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成 30 年 2 月 23 日（金） 午後 5 時まで

(5) その他

提案応募予定者で、万が一説明会に参加できなかった場合は、平成 30 年 3 月 2 日（金）までに大阪府総務部 I T・業務改革課（電話番号：06-6944-6637（直通））まで電話してください。また、説明会当日に配付する資料を別途お渡ししますので、後日受け取りに来てください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成 30 年 2 月 20 日（火）から平成 30 年 3 月 2 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

「様式 11」の質問票を用いて電子メールのみで受け付けます。

メールアドレス：ITgyomukaikakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、件名は「質問：音声認識技術(AI)活用事業<提案者（または法人）名>」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。）

イ 質問への回答は大阪府総務部 I T・業務改革課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/onsei/index.html>）に掲示し、

個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 庁外の第三者による委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者、次点者及び第三候補者を決定。最優秀提案者等の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

イ 審査は書類審査及び15分のプレゼンテーションにより行う。

ウ 企画提案書には大阪府が説明会にて配布する音声データを提案応募予定者が提案

するシステムを用いて文章化したもの及びその手順を含めること。

エ ウの音声データは mp3 形式で話者である 2 者が 1 分程度やり取りするものである。

オ ウの変換結果については以下のデータにより構成すること。

- ① 一切加工を行わずに、初めて当該音声データを取り込んで出力された文章と所要時間
- ② 辞書登録等による学習を行った後に再度当該音声を取り込んで出力された文章と所要時間
- ③ ②で行った辞書登録等の具体的な内容

カ プレゼンテーション当日、プレゼンテーション前に、上記エとは別の音声データを用意するので、上記オの方法により文章化を行い、上記オの結果と合わせて審査の対象とする。なお、文章化作業に必要な機器等は応募者が用意すること。

キ プレゼンテーションの時間及び場所は、対象者に別途連絡を行う。

(2) 審査基準・配点

審査項目	審査内容	配点
基本的な考え方	・本事業の目的を理解しているか。 (適用範囲、サービス利用イメージなど)	10 点
音声認識機能	・音声データを変換した際の認識精度 ・辞書登録・AI による学習の結果の認識精度	30 点
操作性	・文字化操作、修正作業、辞書登録などのシステムの利用し易さ ・管理部署で利用者 ID の管理	15 点
情報管理	・クラウド上のデータに対する機密性の確保 ・事業終了後のクラウド上のデータの扱いについて ・情報セキュリティ対策及びトラブル発生時の対応は十分か。 ・本件事業で得た個人情報や業務上知り得た情報の管理方法	12 点
業務運営体制	・クラウドサービスであるか ・サービス提供時間について ・相談窓口があるか ・料金体系が適切であるか ・拡張性があるか	13 点
その他提案	・独自の工夫や特徴が盛り込まれ、本事業の効果をより発揮できるサービスの提案があるか。	10 点
価格点	価格点の算定式 満点 (10 点) × 提案価格のうち最低価格 / 応募者の提案価格	10 点
		合計100点

(3) 提案多数の場合の取扱い

提案が 5 者以上の場合の審査方法は以下のとおりとします。

ア 大阪府総務部 IT・業務改革課において、本要領の 3. 公募参加資格及び「音声認識技術 (AI) 活用事業に係る仕様書」6. サービス要件を確認し、満たしている者を選定委員会の審査の対象とします。

イ アの結果については、電話連絡により通知します。

(4) 提案が1者の場合の取扱い

提案が1者の場合は、当該提案を審査し「7 (2) 審査基準・配点」の評価点の合計点数が60点以上ある場合、契約の交渉相手方とします。

(5) 提案が無い場合の取扱い

提案が無い場合は、本件の公募を取り止めとします。

(6) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、選定過程の透明性を確保する観点から以下の項目について大阪府総務部IT・業務改革課ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/onsei/index.html> において公表します。

ただし、応募者が2者であった場合は、次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点・提案金額

② 全提案者の名称 * 申込順

③ 全提案者の評価点 * 得点順

④ 最優秀提案者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由。

(7) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。

オ 提案者が応募受付日から契約締結日までの間に「3 公募参加資格」の要件に該当しなくなった場合。

カ 「大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に反すると認められる場合。

キ 企画提案書類に記載していない提案内容を盛り込んだプレゼンテーションを行った場合。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払については、精算払とする。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。